

平成26年度

第12回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成26年9月24日（水）
開会13時35分 閉会15時34分

場 所 教育委員室

平成26年度
第12回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第1号議案 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について
- 第2号議案 大分県教育功労者表彰について
- 第3号議案 県立学校の管理職人事について
- 第4号議案 平成27年度大分県立特別支援学校高等部・専攻科
入学定員等について
- 第5号議案 平成27年度県立高等学校入学定員について
- 第6号議案 大分県立高等学校学則の一部改正について

(2) 報 告

- ①校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の状況調査の
結果について
- ②勤務時間内における組合活動等について

(3) 協 議

- ①大分県教育実践者表彰について
- ②管理職及び主幹教諭選考試験について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	委員長	松 田 順 子
	委員長職務代理者	林 浩 昭
	委員	麻 生 益 直
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	首 藤 照 美
	教育長	野 中 信 孝

欠席委員なし

事務局	理事兼教育次長	河 野 盛 次
	教育次長	落 合 弘
	教育次長	大 城 久 武
	教育改革・企画課長	佐 野 壽 則
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	教育財務課長	岡 田 雄
	福利課長	大 石 尚 志
	義務教育課指導主事兼課長補佐（総括）	姫 野 悟
	生徒指導推進室指導主事	草 野 茂 生
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	高 畑 一 郎
	社会教育課生涯学習推進班参事（総括）	園 田 康 夫
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	文化課長	山 口 博 文
	体育保健課長	蓑 田 智 通
	教育改革・企画課主幹	勝 尾 裕 美
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

13 名

開会・点呼

(松田委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成26年度 第12回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、岩崎委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は15時50分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(松田委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第2号議案及び第3号議案、協議の①、②については、人事に関する案件でございます。

また、第4号議案及び第5号議案は、平成27年度の公立学校の入学定員を決定するものでありますが、各学校の現時点での志望状況など、一般に公開することが適当でないことも含め、率直に議論する必要がある

ります。

こうしたことから、第2号議案から第5号議案及び協議の①、②は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第2号議案から第5号議案及び協議の①、②については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議 案】

第1号議案 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(松田委員長)

それでは、第1号議案「大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について」提案を求めます。

(野中教育長)

第1号議案「大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について」ご説明いたします。議案書の1ページをお開きください。

組織改正事項は1点でございます。「高校改革推進計画」に基づき、平成26年10月1日に、県立別府青山高等学校、県立別府羽室台高等学校及び別府市立別府商業高等学校を発展的に統合して、県立別府翔青高等学校を設置すること、同じく、県立玖珠農業高等学校及び県立森高等学校を発展的に統合して、県立玖珠美山高等学校を設置することに伴いまして、今後はそれぞれの新設校において、開校に向けた準備を行うことから、これまで開校準備を行ってきた新設高校開校準備室を9月末をもって廃止するものであります。

なお、施行日につきましては、平成26年10月1日としております。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(松田委員長)

ご意見等はございませんか。

それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第6号議案 大分県立高等学校学則の一部改正について

(松田委員長)

次に、第6号議案「大分県立高等学校学則の一部改正について」提案を求めます。

(野中教育長)

第6号議案「大分県立高等学校学則の一部改正について」ご説明いたします。議案書の1ページをお開きください。

平成26年第3回定例県議会において、大分県立学校の設置に関する条例の一部が改正され、新たに、県立別府翔青高等学校及び県立玖珠美山高等学校が、平成26年10月1日に設置されることになりました。

これに伴い、同校の課程及び学科を定める必要があるため、学則の別表に加えるものです。

なお、施行日につきましては、開校に先立ち生徒募集や入学手続等を行う必要があるため、平成26年10月1日とするものです。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(松田委員長)

ご意見等はありませんか。

それでは、ただ今、提案のありました第6号議案の承認について、お諮りいたします。第6号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第6号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

①校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の状況調査の結果 について

(松田委員長)

それでは、報告第1号「校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の状況調査の結果について」報告をしてください。

(藤本教育人事課長)

平成26年7月29日の第8回教育委員会会議において、この調査を実施する旨、ご報告いたしました。その結果がとりまとまりましたので、ご報告いたします。

今年の4月に、ある地域の学校において、校内人事の決定にあたり教職員による人事委員会等の組織を設置したり、教職員による挙手や投票などの方法による選挙や意向の確認等を行ったりした事案、また、校長が主催する職員会議において、校長以外の職員を議長とする事案が国会等で指摘されたことにより、今回の全国調査が行われました。

調査対象は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、全部で596校で、調査項目は「①校内人事について」及び「②職員会議について」という2項目です。

校内人事については、規程や実態の有無、人事のやり方等、職員会議については、教職員の互選等により選ばれた議長団等の組織を設置し、議決を行う等の規程の有無について、それぞれ調査を実施しました。

本県の状況については、4月末に緊急調査を実施し、その時点では事例はないという報告を受けていました。今回の調査においても、「3調査結果」のとおり、該当する学校はないということで、9月16日に文部科学省に報告しました。文部科学省では、9月末までに全国から報

告を受け、その状況を公表する予定とのことですが、
以上でございます。

(松田委員長)

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

今回の調査結果では、大分県内では該当がなかったということですが、これはある意味、当然の活動が現場で行われているということだと思います。現場で校長が人事を行う場合、教頭や教員に意見を聞くという場面はあると思いますが、どのくらい職員の方々から要望が上がってきているのか、校長がどの程度実質的に人事を行っているかというような調査を行うことが可能なのでしょうか、また、行ったことがありますか。

(藤本教育人事課長)

今まで調査をしたことはありません。

小中学校であれば、市町村教育委員会が校長からのヒアリングを受けて人事を行っていきます。校長は職員の事情等を聞いた上で、市町村教育委員会にきちんと伝えるよう指導しています。

(岩崎委員)

県教育委員会は、職員会議等のあり方について、基本的には指示・伝達の間ということを含めて今まで伝えてきていますが、本来、職員会議をどのように使うべきかというのは、管理職である校長に任せられていると思います。これに対して、現場サイドから、いろいろな意見が上がってくるがあると思いますが、それによって、何か問題があるような事例が上げられていますか。

(藤本教育人事課長)

職員会議のあり方については、小中学校の場合、教育事務所が昨年度から年3回学校訪問をして、学校運営のあり方について、校長等から相談を受ける形で指導をしています。その中で、職員会議については、運営委員会でこういう方向でいくというのを、校長が決めたあとの指示・伝達する場ということで、この数年間取り組んでいますので、問題のあるような事例というのは上がっていません。

(松田委員長)

芯の通った学校組織が、かなり定着してきていると考えられます。

②勤務時間内における組合活動等について

(松田委員長)

次に、報告第2号「勤務時間内における組合活動等について」報告をしてください。

(藤本教育人事課長)

第3回定例県議会において指摘された、勤務時間内における組合活動等について、ご報告いたします。

指摘されたのは、大分県教職員組合が主催するミニ懇、正式名称は「学級毎の臨教審問題地区懇談会」といいますが、これに関するものです。ミニ懇は、1985年、臨教審の路線に反対するという形で、保護者・地域の方々との子どもの育成について話し合おうという目的でスタートし、社会的な対話による運動ということで30年ほど行われています。ミニ懇は夏休みの期間に開催されており、その中で2つの指摘がなされました。

1点目は地方公務員法第35条（職務に専念する義務）違反の可能性です。学級PTA終了後の勤務時間中に、保護者にミニ懇の案内文を配布し日程協議等を行ったり、案内文を児童生徒に持ち帰らせたりしている、というものです。

2点目は個人情報保護条例に抵触（目的外利用）する可能性です。ミニ懇の案内状を各家庭に封書で郵送する際に、個人情報である住所・氏名を、保護者の同意なしに組合活動に利用しているというものです。

この2つの指摘に対して、教育長から次のような答弁を行いました。

（1）職務専念義務

勤務時間内に、職員団体が主催するミニ懇に関する協議等を行うことや児童生徒にその案内を持ち帰らせることは、地方公務員法第35条に規定する職務専念義務に違反する行為である。

（2）個人情報の取扱い

市町村立学校における個人情報の保護については、法律に基づき、各市町村が個別に個人情報保護条例を制定しており、その運用は市町村に委ねられている。個人情報である氏名、住所を保護者の同意なしに組合活動目的に利用したことが明らかであれば、目的外利用の可能性が高いと思われる。

（3）県教委の対処方針

勤務時間内の組合活動の禁止など、法令遵守については、これまでも繰り返し学校長を指導してきた中で、今回のような問題が指摘されたことは、遺憾なことである。去る8月21日には、私から市町村教育長に対して「学校行事と組合活動の整理、峻別について学校長を指導していただきたい。また、職務専念義務違反等が確認されれば、法令違反とし

て、該当する教職員には一定の責任を負っていただくことにならざるを得ない。法令遵守について徹底をお願いします。」と要請した。今後は指摘された具体的な内容について、服務監督権者である市町村教育委員会と連携して、その詳細を把握したうえで、処分を含め、適切に対処したい。

また、文教警察委員会においても、この点について指摘があり、具体的に竹田市と日田市において指摘をされました。その2市については、現在、緊急の実態調査を行っているところです。

現時点で把握している2市の状況等は、次のとおりです。

○竹田市については、全18校でミニ懇実施

- ・開催文書を勤務時間内に保護者に配布（9校）
- ・ 〃 児童生徒を経由して配布（7校）
- ・ 〃 郵送で配布（2校）

○日田市については、全30校中14校でミニ懇実施

- ・開催文書を郵送で配布（14校）

2市については、今月中に報告を上げるように要請しています。また、その報告を受け、他の市町村においても、こういったところに問題があるのかという点も含めて、調査を行う予定にしています。個人情報の保護条例については、所管する各市町村首長部局の見解・判断も求めていくこととしており、詳細を把握したうえで、関係者の処分等についても検討してまいります。

以上でございます。

（松田委員長）

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

（林職務代理者）

こういう問題は随分前から指摘されてきたと思いますが、県教育委員会からの指導は、定期的に行われてきたのでしょうか。

（藤本教育人事課長）

毎年の服務規律の通知の中でも、職務専念義務について、当然通知をしていますし、服務研修テキストにおいても、勤務時間中に公務以外のことを行うと職務専念義務違反になるということは、研修の中でも触れるように指導をしています。これまでも繰り返し指導してきた中で、このような指摘がなされたことは遺憾だという答弁を、教育長が県議会で行いました。

（麻生委員）

職務専念義務違反をしないためには、どうしたらいいのでしょうか。こちらから言う必要はないと思うのですが、どのようなことが考えられますか。

(藤本教育人事課長)

今回問題になったのは、案内が勤務時間内に行われていたということです。ですので、勤務時間外に、保護者に直接案内するというのであれば、職務専念義務違反にならないのではないかと考えています。勤務時間外であっても、郵送となると、学校の連絡に使うために集めた個人情報を組合活動という目的外に利用したということになります。

(松田委員長)

学校は個人情報をきちんと守る見本を示していただきたいと思います。

(河野理事兼教育次長)

先ほどの質問に関連しますが、平成14年度に勤務時間内の組合交渉ということで、適法な交渉であるのかという問題と職務専念義務免除という点から、会計検査院から指摘を受け、かなりの時間をかけて調査し、教職員の処分と義務教育費国庫負担金の返納となったことがあります。その段階で、学校長や職員団体等に対しましても、勤務時間内の職員団体活動を含めて、法令遵守については徹底して注意喚起してきたところです。そのような中、まだ、このようなことが行われていることに対しては、機会あるごとに通知や校長への指導等が必要だと思えます。

(麻生委員)

組合活動が悪いということではないと思います。正当な活動をして共存共栄していくべきで、堀を埋めてしまうのではなく、本来の組合としての活動を認めるという面も必要だと思えます。あまりにも杓子定規に、がんじがらめにしてしまうよりも、お互いが歩み寄るということも必要になってくるのではないかとも思います。今回の件については、この資料にあるとおり、きちんと守ってもらわないといけません。だったらこうすべきじゃないかという話し合いがあってもいいんじゃないかと感じました。

(松田委員長)

継続的に指導していただきたいと思えます。

(岩崎委員)

ミニ懇自体が違反した行為ではないということでもいいですか。

(藤本教育人事課長)

はい、そうです。

(岩崎委員)

ミニ懇が組合活動ではないという弁明の理屈はあり得るのですか。

(藤本教育人事課長)

学級毎に、臨教審問題について地区で懇談するというのが目的で行われてきたもので、特に、懇談会の持ち方について、主催者は大分県教職員組合各支部分会であるということを明確にしたうえで参加者に案内する、組合活動であるということを示し、地域に出かけて懇談するということを行っているようです。

(岩崎委員)

今回、県議会で問題になっているのは、勤務時間中にミニ懇の案内をしたということでしょうか。勤務時間中にミニ懇を行ったということもあるのでしょうか。

(藤本教育人事課長)

ミニ懇の案内をしたということです。日程の協議や段取りの打ち合わせをしたりしています。

(岩崎委員)

教職員組合の方々の側からすると、こういう文書を発するのにも、みんなが集まった機会なので渡しただけで、職務専念義務違反の程度は小さいということなのですね。

(松田委員長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います、その前に、公開でその他、何かございませんか。

(松田委員長)

ないようですので、先に非公開と決定しました案件の議事を行います。関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議 案】

第2号議案 大分県教育功労者表彰について

(松田委員長)

それでは、第2号議案「大分県教育功労者表彰について」提案を求めます。

(説 明)

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

提案のありました第2号議案の承認について、お諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

第3号議案 県立学校の管理職人事について

(松田委員長)

それでは、第3号議案「県立学校の管理職人事について」提案を求めます。

(説 明)

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第3号議案の承認について、お諮りいたします。第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

第4号議案 平成27年度大分県立特別支援学校高等部・専攻科入学定員等について

※非公開であったが意思決定がなされたため要旨を公開するもの

(教育委員会事務局)

〈提案概要〉

- ・入学定員の考え方
- ・進路希望調査
- ・訪問教育実施校

(教育委員からの意見)

- ・進路希望調査を6月と8月に行う理由は何か。
- ・特別支援学校の生徒は増えているが、施設・設備等は大丈夫か。
- ・職業生活科と生活教養科の違いは何か。

(教育委員会事務局)

- ・特別支援学校中学部3年や中学校3年生の生徒が、高等部の体験学習等を6月から8月の間に行い、特別支援学校への進学が適しているか考えたうえで、最終的な進学調査を実施するため。
- ・特別教室を通常の教室に代えるなどの工夫をしている。
- ・職業生活科は単一障がいの生徒を、生活教養科は重複障がいの生徒を対象とした学級である。

(第4号議案 承認)

第5号議案 平成27年度県立高等学校入学定員について

※非公開であったが意思決定がなされたため要旨を公開するもの

(教育委員会事務局)

〈提案概要〉

- ・ 入学定員の考え方
- ・ 各地域の中学校卒業予定者数の増減
- ・ 中学生の進路志望状況
- ・ 高校改革推進計画
- ・ 「くくり募集」

(教育委員からの意見)

- ・ 「くくり募集」とは何か。
- ・ 「くくり募集」を行う別府翔青高校（普通科、グローバルコミュニケーション科、商業科があるが、普通科とグローバルコミュニケーション科でくくり募集を行う）で、普通科希望の生徒の方が成績がよければ、そちらの生徒が多く入学することになるのか。
- ・ 2年次からグローバルコミュニケーション科に進学する生徒の授業内容はどうなるのか。
- ・ 6学級から5学級にした場合、適正規模の観点からどうなのか。
- ・ 再度、高校再編を考えるとすれば、それはいつ頃で、今どこまで考えているか。

(教育委員会事務局)

- ・ 一般に高校入試は、学科ごとに生徒募集を行うところを、異なる学科で一緒に生徒募集を行うもの。
- ・ 募集や合否判定の段階では、学科を区別しない。
- ・ 2年次の選択後に、グローバルコミュニケーション科を卒業するために必要な専門英語を主に学習することになる。
- ・ 適正規模については、高校改革推進計画の中で6～8学級、ただし、生徒は地域の実情等によっては4～5学級としてきた。定員策定においても、分校等の例外は除き、少なくとも4学級規模を維持するようにしてきた。
- ・ 今までの高校再編の検証結果を参考にしながら、考えていく必要があると認識している。

(第5号議案 承認)

【協 議】

①大分県教育実践者表彰について

(松田委員長)

それでは、協議の①「大分県教育実践者表彰について」協議を行います。

(説 明)

(松田委員長)

何かご質問・ご意見等はございませんか。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

今回の協議の結果を踏まえて、次回、議案の提出をお願いします。

②管理職及び主幹教諭選考試験について

(松田委員長)

それでは、協議の②「管理職及び主幹教諭選考試験について」協議を行います。

(説 明)

(松田委員長)

何かご質問・ご意見等はございませんか。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

では、今回の協議の内容に沿って進めていただきたいと思います。

(松田委員長)

最後にこの際、何かありましたら、お願いします。

ないようですので、これで平成26年度第12回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成26年度第12回大分県教育委員会会議次第

日時 平成26年9月24日(水)

13:35~15:50

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

第2号議案 大分県教育功労者表彰について

第3号議案 県立学校の管理職人事について

第4号議案 平成27年度大分県立特別支援学校高等部・専攻科入学定員等
について

第5号議案 平成27年度県立高等学校入学定員について

第6号議案 大分県立高等学校学則の一部改正について

(2) 報 告

①校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の状況調査の結果
について

②勤務時間内における組合活動等について

(3) 協 議

①大分県教育実践者表彰について

②管理職及び主幹教諭選考試験について

(4) その他

4 閉 会

第一号議案

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について
大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十六年九月二十四日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 新設高校開校準備室の組織（第十六条の五・第十六条の六）」を「第四節 削除」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「、埋蔵文化財センター及び新設高校開校準備室」を「及び埋蔵文化財センター」に改める。

第五条第二十五号中「、新設高校開校準備室」を削り、同条第二十七号中「並びに新設高校開校準備室」を削る。

第九条第十二号を削る。
第二章第四節を次のように改める。

第四節 削除

第十六条の五及び第十六条の六 削除

第二十一条の二及び第二十四条第二項を削る。

第二十八条中「、埋蔵文化財センター並びに新設高校開校準備室」を「並びに埋蔵文化財センター」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年十月一日（公布の日）から施行する。

（大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正）

2 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、新設高校開校準備室」を削る。

提案理由

平成二十六年十月一日に県立別府翔青高等学校及び県立玖珠美山高等学校を設置することに伴い、両校の開校準備を行ってきた別府地域新設高校開校準備室及び玖珠地域新設高

校開校準備室を廃止したので提案する。

大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 教育庁</p> <p>第一節 本庁の組織（第四条―第十二条）</p> <p>第二節 教育事務所の組織（第十三条―第十六条）</p> <p>第三節 埋蔵文化財センターの組織（第十六条の二―第十六条の四）</p> <p>第四節 削除</p> <p>第五節 職制（第十七条―第二十九条）</p> <p>第三章 教育機関及び附属機関（第三十条―第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一条―第二条（略）</p> <p>（本庁、教育事務所及び埋蔵文化財センター）</p> <p>第三条 教育庁は、本庁並びに本庁の事務を分掌させるため設置する教育事務所及び埋蔵文化財センターをもつて構成する。</p> <p>第四条（略）</p> <p>（教育改革・企画課の分掌事務）</p> <p>第五条 教育改革・企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一―二十四（略）</p> <p>二十五 本庁の課及び室、教育事務所、埋蔵文化財センター並びに教育機関の事務の連絡調整に関すること。</p> <p>二十六（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 教育庁</p> <p>第一節 本庁の組織（第四条―第十二条）</p> <p>第二節 教育事務所の組織（第十三条―第十六条）</p> <p>第三節 埋蔵文化財センターの組織（第十六条の二―第十六条の四）</p> <p>第四節 新設高校開校準備室の組織（第十六条の五・第十六条の六）</p> <p>第五節 職制（第十七条―第二十九条）</p> <p>第三章 教育機関及び附属機関（第三十条―第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一条―第二条（略）</p> <p>（本庁、教育事務所、埋蔵文化財センター及び新設高校開校準備室）</p> <p>第三条 教育庁は、本庁並びに本庁の事務を分掌させるため設置する教育事務所、埋蔵文化財センター及び新設高校開校準備室をもつて構成する。</p> <p>第四条（略）</p> <p>（教育改革・企画課の分掌事務）</p> <p>第五条 教育改革・企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一―二十四（略）</p> <p>二十五 本庁の課及び室、教育事務所、埋蔵文化財センター、新設高校開校準備室並びに教育機関の事務の連絡調整に関すること。</p> <p>二十六（略）</p>

二十七 本庁の課及び室
 の総務系事務に
 関すること（総務事務センター（大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）第三条第一項に規定する総務事務センターをいう。）の所掌に係る事項を除く。）。

二十八～三十 （略）

第五条の二～第八条の二 （略）

（高校教育課の分掌事務）

第九条 高校教育課においては、次の事務をつかさどる。

一～十一 （略）

（削除）

第十条～第十六条の四 （略）

第四節 削除

第十六条の五及び第十六条の六 削除

第十七条～第二十一条 （略）

二十七 本庁の課及び室並びに新設高校開校準備室の総務系事務に
 関すること（総務事務センター（大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）第三条第一項に規定する総務事務センターをいう。）の所掌に係る事項を除く。）。

二十八～三十 （略）

第五条の二～第八条の二 （略）

（高校教育課の分掌事務）

第九条 高校教育課においては、次の事務をつかさどる。

一～十一 （略）

十二 新設高校開校準備室の庶務（教育改革・企画課の所掌に属する総務系事務を除く。）に関する事。

第十条～第十六条の四 （略）

第四節 新設高校開校準備室の組織

（名称及び位置）

第十六条の五 新設高校開校準備室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
教育庁別府地域新設高校開校準備室	別府市
教育庁玖珠地域新設高校開校準備室	玖珠郡玖珠町

（新設高校開校準備室の事務）

第十六条の六 新設高校開校準備室においては、次に掲げる事務を処理する。

- 一 公印の管守に関する事。
- 二 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- 三 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関する事。
- 四 教育庁別府地域新設高校開校準備室にあつては別府市に、教育庁玖珠地域新設高校開校準備室にあつては玖珠郡玖珠町にそれぞれ新設する高等学校の開校準備に関する事。

第十七条～第二十一条 （略）

<p>(削除)</p> <p>第二十二條～第二十三條の二 (略)</p> <p>(参事等)</p> <p>第二十四條 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>第二十五條～第二十七條 (略)</p> <p>(職員数)</p> <p>第二十八條 本庁の課及び室、教育事務所並びに埋蔵文化財センターの職員数は、教育長が定める。</p> <p>第二十九條～第三十三條 (略)</p>	<p>(室長)</p> <p>第二十一條の二 新設高校開校準備室に室長を置く。</p> <p>2 室長は、教育長の命を受け、新設高校開校準備室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>第二十二條～第二十三條の二 (略)</p> <p>(参事等)</p> <p>第二十四條 (略)</p> <p>2 第二十一條の二に規定するものを除き、新設高校開校準備室に主幹を置き、その職務は、上司の命を受け、室の事務を処理することとする。</p> <p>第二十五條～第二十七條 (略)</p> <p>(職員数)</p> <p>第二十八條 本庁の課及び室、教育事務所、埋蔵文化財センター並びに新設高校開校準備室の職員数は、教育長が定める。</p> <p>第二十九條～第三十三條 (略)</p>
--	---

大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）
新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条〜第三条の二（略） （公文書公開事務の処理）</p> <p>第四条 条例第十一条に規定する公開請求に対する決定等（教育事務所、埋蔵文化財センター及び教育機関が管理している公文書に係るものを含む。）に関する事務については、当分の間、本庁各課において処理するものとする。</p> <p>第五条〜第十二条（略）</p>	<p>第一条〜第三条の二（略） （公文書公開事務の処理）</p> <p>第四条 条例第十一条に規定する公開請求に対する決定等（教育事務所、埋蔵文化財センター、新設高校開校準備室及び教育機関が管理している公文書に係るものを含む。）に関する事務については、当分の間、本庁各課において処理するものとする。</p> <p>第五条〜第十二条（略）</p>

第六号議案

大分県立高等学校学則の一部改正について
 大分県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成二十六年九月二十四日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則
 大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように
 改正する。
 別表の大分県立別府羽室台高等学校の項の次に次のように加える。

大分県立別府 翔青高等学校	本校	別 府 市	全 日 制 (単 位 制)	普 通 業 務 科 商 業 科 グ ロ ー バ ル 科 コ ミュ ニ ティ 科 シ ョ ン
------------------	----	-------------	--	---

別表の大分県立森高等学校の項の次に次のように加える。

大分県立玖珠 美山高等学校	本校	玖 珠 郡 玖 珠 町	全 日 制	普 通 科 生 産 科 食 品 科 地 域 産 業 科
------------------	----	----------------------------	-------------	--

附 則
 この規則は、平成二十六年十月一日（公布の日）から施行する。

提案理由
 平成二十六年十月一日に県立別府翔青高等学校及び県立玖珠美山高等学校を設置するこ
 とに伴い、両校の課程及び学科を定める必要があるので提案する。

○大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）

新旧対照表

改正案						現行								
別表（第二条関係）						別表（第二条関係）								
名称		位置		課程		名称		位置		課程				
略		略		略		略		略		略				
大分県立大分上野丘高等学校	本校	大分市	全日制	普通科	大分県立大分上野丘高等学校	本校	大分市	全日制	普通科	大分県立大分上野丘高等学校	本校	大分市	全日制	普通科
大分県立別府翔青高等学校	本校	別府市	(単位制) 全日制	普通科 商業科 グローバル コミュニケーション科	大分県立別府翔青高等学校	本校	別府市	(新設) 全日制	(新設) 普通科	大分県立別府翔青高等学校	本校	別府市	(新設) 全日制	(新設) 普通科
大分県立別府羽室台高等学校	本校	別府市	全日制	普通科 外国語科	大分県立別府羽室台高等学校	本校	別府市	全日制	普通科 外国語科	大分県立別府羽室台高等学校	本校	別府市	全日制	普通科 外国語科
大分県立別府青山高等学校	本校	別府市	(単位制) 全日制	普通科	大分県立別府青山高等学校	本校	別府市	(単位制) 全日制	普通科	大分県立別府青山高等学校	本校	別府市	(単位制) 全日制	普通科

大分県立安心院高等学校		大分県立日田高等学校	大分県立玖珠美山高等学校	大分県立森高等学校	大分県立玖珠農業高等学校
本校		本校	本校	本校	本校
宇佐市		日田市	玖珠郡玖珠町	玖珠郡玖珠町	玖珠郡玖珠町
全日制		(単位制) (夜間) 定時制 全日制	全日制	全日制	全日制
普通科		普通科	普通科 地域産業科 食品化学科 生物生産科	普通科	地域産業科 食品化学科 生物生産科
(略)					
大分県立安心院高等学校		大分県立日田高等学校	(新設)	大分県立森高等学校	大分県立玖珠農業高等学校
本校		本校	(新設)	本校	本校
宇佐市		日田市	(新設)	玖珠郡玖珠町	玖珠郡玖珠町
全日制		(単位制) (夜間) 定時制 全日制	(新設)	全日制	全日制
普通科		普通科	(新設)	普通科	地域産業科 食品化学科 生物生産科

校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規定等の状況調査の結果について

教育人事課

1 調査対象の範囲

幼稚園（126）、小学校（276〈4〉）、中学校（127〈1〉）

高等学校（42〈4〉）、中等教育学校（0）及び特別支援学校（14〈2〉）

※〈〉内は、分校数で外数

※平成25年度末において廃校・休校の学校及び平成26年度新設等の学校は除く。

2 調査項目

（1）対象年度

平成25年度～平成26年度間

（2）項目

① 校内人事について

i) 規程の有無

ア 校長の選任ではなく教職員の互選等により選ばれた教職員を主たる構成員とする人事委員会等の組織を設置する

イ 当該組織が校内人事の原案を作成する

ii) 実態の有無

ア 校長の選任ではなく教職員の互選等により選ばれた教職員を主たる構成員とする人事委員会等の組織を設置している

イ 当該組織が校内人事の原案を作成している

iii) 教職員による挙手や投票等の方法によって、選挙や意向の確認を行うなどの校内規程の有無

iv) 教職員による挙手や投票等の方法によって、選挙や意向の確認を行うなどの実態の有無

v) その他、校内人事について、法令等にのっとっていない規程や実態の有無

② 職員会議について

i) 教職員の互選等により選ばれた議長団等の組織を設置し、校長以外の職員を議長とする等の規程の有無

ii) 挙手や投票等の方法により決定を行うなど、職員会議において議決を行う等の規程の有無

3 調査結果

上記項目に該当する学校はなし。

4 提出日

平成26年9月16日（火）に文部科学省に報告済み

勤務時間内における組合活動等について（報告）

- 1 第3回定例県議会において指摘された行為（県教職員組合主催のミニ懇関係）
 - (1) 地方公務員法第35条（職務に専念する義務）違反の可能性

学級PTA終了後の勤務時間中に、保護者にミニ懇の案内文を配布し日程協議等行ったり、案内文を児童生徒に持ち帰らせたりしている。
 - (2) 個人情報保護条例に抵触（目的外利用）する可能性

ミニ懇の案内状を各家庭に封書で郵送する際に、個人情報である住所氏名を、保護者の同意なしに組合活動に利用している。

- 2 一般質問に対する教育長答弁
 - (1) 職務専念義務

勤務時間内に、職員団体が主催するミニ懇に関する協議等を行うことや児童生徒にその案内を持ち帰らせることは、地方公務員法第35条に規定する職務専念義務に違反する行為である。
 - (2) 個人情報の取扱い

市町村立学校における個人情報の保護については、法律に基づき、各市町村が個別に個人情報保護条例を制定しており、その運用は市町村に委ねられている。
個人情報である氏名、住所を保護者の同意なしに組合活動目的に利用したことが明らかであれば、目的外利用の可能性が高いと思われる。
 - (3) 県教委の対処方針

勤務時間内の組合活動の禁止など、法令遵守については、これまでも繰り返し学校長を指導してきた中で、今回のような問題が指摘されたことは、遺憾なことである。
去る8月21日には、私から市町村教育長に対して「学校行事と組合活動の整理、峻別について学校長を指導していただきたい。また、職務専念義務違反等が確認されれば、法令違反として、該当する教職員には一定の責任を負っていただくことにならざるを得ない。法令遵守について徹底をお願いする。」と要請した。
今後は指摘された具体的な内容について、サービス監督権者である市町村教育委員会と連携して、その詳細を把握したうえで、処分を含め、適切に対処したい。

- 3 現時点で把握している2市の状況等
 - (1) 竹田市の状況（全18校でミニ懇実施）
 - ・開催文書を勤務時間内に保護者に配布（9校）
 - ・ 〃 児童生徒を經由して配布（7校）
 - ・ 〃 郵送で配布（2校）
 - (2) 日田市の状況（全30校中14校でミニ懇実施）
 - ・開催文書を郵送で配布（14校）

※現在、上記2市における勤務時間内職員団体活動の緊急実態調査を行っており（今月中報告）、その後他市町村においても調査していく予定である。
※個人情報保護条例を所管する各市町村首長部局の見解・判断も求めていく。

- 4 対応

調査結果を受け、関係者の処分等検討していく。